

おんじゆく

広報

No. 55

議会特集号

昭和42年

7月28日発行



夏まつり

定例町議会おわる

6月28日午後1時30分から、第2回定例町議会が開かれ、昭和42年度一般会計補正予算など10議案を審議原案どおり可決し、午後8時30分閉会しました。

おもな議事内容は次のとおりです。

補正予算、名誉町民条例など可決

名誉町民制度でできる

議案第一号 御宿町名誉町民条例の制定について。

【議案説明】この条例は、四、五年前に作ってはどうかという話がありました。が立消えになってしまいました。文化の興隆、地方自治の振興に尽す意欲を向上させるためにも有意義と考え懸案であったこの条例を提案いたします。

▼この議案に対し、江沢一雄議員より社会文化の興隆、地方自治に貢献したものを賛えることに賛成の意見があり、松本勘次議員より、推せん の尺度について質問がありました。

この質問に対し、町長より、尺度を決めると濫造のおそれがある尺度を決めない方が広範囲に選べる、議会と協議して推せんしたいと答弁があり、採決の結果、原案通り可決しました。

通勤手当を支給

議案第二号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について。



議案について説明する岩井町長

【議案説明】公務員には通勤手当を支給することになっておりますが、当町では従来支給しておりませんでした。

保母等で町外から通勤するものもふえ、町内でも布施地域からの通勤者は該当しますので、六月から支給しようと改正するものです。▼この議案について、石田行雄

技術職員を増員

議案第三号 御宿町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について。

議員から、通勤手当は当然支給すべきもので遅過ぎると、賛成意見があり、松本勘次議員より、バイク通勤者の手当は、距離に関係なく金額が同じでは矛盾がある、今後考えてほしい、と意見が述べられ、採決の結果、原案通り可決しました。

【議案説明】当町も最近、公共事業、単独事業等がふえ、技術職員が必要になって来たため、定数条例を改正し、一名採用しようとする

るものです。

▼この議案に対し、君塚久仁治議員より、どんな技術職員かと質問、石田行雄議員より、人口が減少しているのに職員をふやすのはどうかと意見があり、町長より、土木技術職員を採用する。町村の環境により仕事の違い事務量が違って来るので職員数は単に人口と比較することは出来ない。ふやしても他町に比べ多いとは思わないと答弁がありました。

江沢一雄議員から技術者は必要だ、採用すればその貢献度は非常に大きい、と賛成意見があった後採決に入り、原案通り可決しました。

非課税の範囲を拡大

議案第四号 御宿町税条例の一部を改正する条例の制定について。

【議案説明】地方税法の一部改正に伴ない、税条例も改正されますが、主な点は、個人の町県民税に

ついて、障害者、未成年者、老年者、寡婦の非課税の範囲が拡大されたこと、法人町民税の均等割の税率、たばこ消費税、電気ガス税の税率がそれぞれ引上げられたほか事務の簡素化が図られたものです。

質疑なく、原案通り可決。

条例を改正

議案第六号 御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

より、条例を改正いたしますが、内容は、療養給付の期出の制限が撤廃され、財産管理の項目が削除されました。

【議案説明】 関係法律の改正に

質疑なし、原案通り可決。

税率を改正

議案第五号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

で、極力増税は避けるという観点に立って税率を改正するものです。

▼この議案に対し松本勘次議員より、低所得者を助ける保険であるのに、世帯割、被保険者割よりも所得割の率が上がり方が多いのは低所得者に不利になるのではないかと質問があり、民生課長より、

減額の規定により所得から差引かれる額も上がりますので、最終的には低所得者の税にはあまり影響がないとの答弁がありました。

また君塚安夫議員より、農村地帯と市街地では資産の評価は大部分と高いので、資産割の率はもつと上げた方がよい、と意見があった後採決に入り、原案通り可決しました。

林道を改修

議案第七号 町道の廃止及び編入について

【議案説明】 懸案であった須賀から実谷に通ずる道路を国の補助を受け、林道として本年から着工することになりました。

町道は、林道事業の対象になり

ませんので廃止いたします。編入については、岩和田漁港から六軒町地先への道路が、漁港関連道路として国の補助を受け完成いたしましたので町道に編入いたします。

質疑なし、原案通り可決。

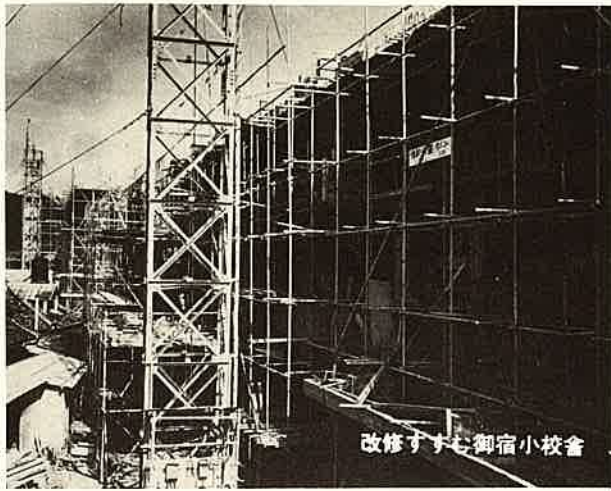
【議案説明】 保険税率の基礎となる町民税、固定資産税、被保険者数、世帯数が確定いたしましたの

補正予算

四千三百九十万円を追加

乳牛の放牧場、武道館を建設

議案第八号 昭和四十二年
度御宿町一般会計補正予算。



改修する御宿小学校

才出

追加のおもなものは新しく出来た事業として、小規模草地造成事業

業（乳牛の放牧場）千四百三十二万円

中学校武道館

倉庫の建設費

三百万円、須賀駐在所の移

転建築工事費

百五十二万円、

高山田地先道

路舗装、久保、

上布施地先道

路改良工事費

担金九十六万

円、その他当

初予算に計上

されたものの

追加として、農業構造改善事業、（耕地整理）へ四百四十三万円、須賀、実谷林道三百万円、岩和田

漁港改修事業四百四十万円、小学校建設事業五百七万円等で合計四千三百九十四万九千円の追加となり、累計予算は、二億五千八百萬九千円となりました。

才入

才入における追加額は、町税三百九十一万九千円、林道補助金百二十四万円、岩和田漁港改修事業補助金二百二十万円、草地造成事業補助金六十六万円、財産売払収入千三十五万円、酪農経営研究会（乳牛放牧関係）からの寄附金三百七十一万円、神戸屋百貨店から

学校施設にと寄附された五十万円前年度繰越金五百十七万円がおもなものです。

▼この議案に対し次のような質疑応答がありました（要旨）

石田行雄議員 須賀駐在所の移転理由、移転先はどこか。

町長 建物がお朽化していること、配置を考えて須賀消防小屋の跡へ移転します。

岩崎栄一郎議員 国鉄の交付金で駅の上屋、渡線橋を作ってはどうか。

町長 町費だけで作るのは出来ないので、今後国鉄と交渉したい。

江沢一雄議員 漁港事業の組合負担金にはむりがあるようだが今後も負担しなければならぬか。

町長 町の財政がゆるせば負担してもらわない方がよいが、現状では事業も多いので負担していただくこととなります。

松本勘次議員 土地売払いの予定地を伺いたい。

企画課長 田園の二千万円と、新町浅間山附近の千三百万円のほか新町西砂原の造成地を予定しています。

小池 健議員 低所得者福祉金が十万円あるが、これが限度か。

民生課長 町が支出する半額が補助金として来ますが、補助金にも枠がありますので、今年も十万円だけです。

新井清治議員 草地造成事業の進行状況はどうか。

産業課長 現在着手してはおりませんが、道路は本年度中に完成、牧草地は来年度完成の予定です。

神定長治議員 道路の舗装、改良工事はどこか。

消防ポンプは整備されていると思うが、可搬式ポンプを買う趣旨、配置先はどこか。

産業課長 舗装は、新宿寄りから高山田へ向かい引続きやります。改良工事は、久保から高山田に向かい舗装の切れ目からと、新宿から小幡に通ずる道路です。

総務課長 七本のポンプが考案化しましたので更新いたします。実谷にも自動車がありますが、七本は離れているので必要です。

江沢一雄議員 じん介処理の自動車は、現在のトラックで十分やれるか、雨の日には困るので、専用車を購入したらどうか。

町長 当初は土木関係にも利用する積りでトラックを買いましたが、ごみの方がいそがしく、とても利用出来ません。今度買う場合は専用車が良いと思う。

松本勘次議員 じん介処理について、昨年は夏季には、予算を増額して処理したが、今年も間に合

うのか。

町長 今年度は当初予算に見込
んであります。

江沢富士松議員 漁港事業分担

金の組合負担割合はいくらか。

産業課長 国が五十%、県二

十七・五%、町と組合がそれぞれ

十一・二五%です。

浅野航海議員 (み)の焼却がす

ぐに出来ないのので、附近の民家に
はえが多くて困っているようだが、
薬剤を配布してもらいたい。

民生課長 焼却場のはえのく除

は毎日やっておりますが、状況を

見て善処します。

この後採決に入り原案通り可決。

予 算 正 補 (歳入)

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1.町 税	1.町 民 税	6,873	1,200	8,073
	2.固定資産税	12,365	1,139	13,504
	4.町たばこ消費税	6,333	1,580	7,913
3.分担金及負担金	1.分 担 金	2,400	495	2,895
5.国庫支出金	1.国庫負担金	6,470	561	7,031
	2.国庫補助金	20,630	3,457	24,087
6.県支出金	1.県負担金	669	70	739
	2.県補助金	7,526	15,096	22,622
7.財産収入	1.財産運用収入	1,182	500	1,682
	2.財産売却収入	30,032	10,352	40,384
8.寄附金	1.寄附金	105	4,329	4,434
10.繰越金	1.繰越金	4,000	5,170	9,170
計		214,060	43,949	258,009

(歳出)

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2.総務費	1.総務管理費	20,705	1,562	22,267
	4.選挙費	611	31	642
3.民生費	1.社会福祉費	2,807	223	3,030
	2.児童福祉費	11,268	1,373	12,641
4.衛生費	2.清掃費	2,799	40	2,839
6.農林水産業費	1.農業費	6,469	16,539	23,008
	2.林業費	6,211	3,052	9,263
	3.水産業費	21,281	4,400	25,681
7.商工費	1.商工費	5,588	1,324	6,912
8.土木費	1.土木管理費	1,596	6	1,602
	2.道路橋梁費	11,472	960	12,432
	3.河川費	22	3	25
9.消防費	1.消防費	7,692	791	8,483
10.教育費	1.教育総務費	2,569	18	2,587
	2.小学校費	85,309	5,092	90,401
	3.中学校費	4,751	3,015	7,766
12.諸支出金	1.普通財産取得費	102	5,520	5,622
計		214,060	46,949	258,009

人事異動による補正

議案第九号 昭和四十二年
度御宿町有線放送特別会計補
正予算。

(議案説明) 人事異動により、
電工を一人役場の方へ移しました
ので、その給与分を工事費に充て
ることにいたしました。

▼この議案に対し、松本勘次議
員より、運営委員会での審議は必
要と思うが、議決を得たかとの質
問があり、総務課長より、運営に
ついては、審議願っておりまし
が、予算については委員会の審議
はへておりませんとの答弁があつ
た後採決に入り、原案通り可決。

退職金の支給

議案第十号 退職手当附加
給付について。

〔議案説明〕二十二年間町政に尽された井上前町長が今回ご勇退されました。

退職手当組合の条例に、決めら

れた退職金の他に議会の議決があればそれ以上支給することが出来る

と決められておりますので、この際議決を経て、町から百二十万

円の退職金を支給したいと思っております。

質問なし、原案通り可決

一般質問の要旨

町有地の売却について

中村喜一議員

町有地の売却については転売出来ないうことになっているが、どのような登記の方法を取っているか

不動産が第三者に転売された場合、町は土地代金と契約の費用を返還して、その不動産を取り戻すことが出来ることになっております。この特約の期間は、最高十年と民法に規定されております。

民法第五七九条の規定により、

自主財源の確立について

石田行雄議員

財政の苦しい中に事業が進められておりますが、超過負担等について困っていることはないか、

自主財源確立のためどのようなお考えをお持ちしているか。

補助単価と実際ではかなり開きがあります。また県道の舗装、改良等に町が負担金を払うことも超過負担ということになります。

自主財源の確立については、町

〔答弁〕町長 補助事業では、

自身が企業をやれ、民間企業を圧

みんなの声

今夏も町の積極的観光誘致で外房随一の御宿が期待され、当町に居住すること益々誇りを感じています。

理解しきれない夜の百景

これだけ多くの観光客が参りますと多少の弊害がつきまとうことは仕方のない

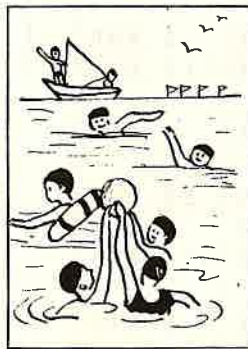
ことですが、次のようなことは家族の方も協力してぜひ守ってほしいと思います。高度成長経済の恩典でし

ようが、最近そちこちの家庭から、高級な音響がながれてきます。これ自体非常に

喜ばしいことですが、残念なことを受けた恩典に没頭し社会生活のルールを忘れ、人の寝静まる深夜までポリユームを高くしていたり楽器を奏でることは少しえんりよし近隣の迷惑にならないようにしてほしいものです。

〈隣組の理解者より〉

各自がルールを守り 水の事故を防ごう



迫することになります。今後は、ゴルフ場の誘致、水を使わぬ中小企業の誘致もプラス

になると思うので、消極的ではありますがその方向に進みたいと思

ようなルールを各自が守り、この種の事故を絶滅しましょう。

◇泳ぎにはひとりで行かない。

◇水泳禁止の標識のある場所で泳がない。

◇監視人や見張人の注意をよく守る。

◇泳ぐ前に準備運動をし、水になじませる。

◇空腹、満腹時や身体の具合が悪い時、酒を飲んでいる時は絶対に泳がない。

◇自分の能力を、過信しないこと。

◇二十分間泳いだら水から上って休むこと。

◇泳ぎに自信があっても救助する時はまず物を使って助けることを考える。

いよいよ海のシーズンとなりました。毎年、この時期には、海をはじめ川、沼などにおいてボートやヨットの転覆事故、海水浴、磯釣りなどによる溺死および行方不明な

どの水難事故が発生します。昨年中の県下における水死者百七十七人のうち六・七・八月の三カ月間に百十九人が水の犠牲になっている状況です。

このころは、つきにかか